

平成 24 年 12 月 21 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 3 番 6 号  
大和ハウスリート投資法人  
代表者名 執行役員 笥 正 澄  
(コード番号：3263)

資産運用会社名  
大和ハウス・リート・マネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 名 島 弘 尚  
問合せ先 取締役財務部長 鈴木 剛 弘  
(TEL. 03-5651-2895)

### 第三者割当による新投資口発行における発行口数の確定に関するお知らせ

大和ハウスリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成 24 年 10 月 24 日及び平成 24 年 11 月 19 日開催の本投資法人役員会において、公募による新投資口発行及び投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）と同時に決議いたしました第三者割当による新投資口発行に関し、割当先より発行予定口数の全部につき申込みを行う旨通知がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

- ( 1 ) 発 行 新 投 資 口 数 5,140 口  
(発行予定投資口数 5,140 口)
- ( 2 ) 払 込 金 額 2,480,050,000 円  
(発行価額)の総額 (1口当たり金 482,500 円)
- ( 3 ) 申 込 期 間 平成 24 年 12 月 25 日 (火)  
( 申 込 期 日 )
- ( 4 ) 払 込 期 日 平成 24 年 12 月 26 日 (水)
- ( 5 ) 割 当 先 野村証券株式会社

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の第三者割当による新投資口発行に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本報道発表文は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込みの勧誘を構成するものではありません。本投資法人の投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は本投資法人又は売出人より入手することができます。これには本投資法人及び本投資法人の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

<ご参考>

1. 今回の第三者割当による新投資口発行は、平成 24 年 10 月 24 日及び平成 24 年 11 月 19 日開催の本投資法人役員会において、公募による新投資口発行及び投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）と同時に決議されたものです。  
当該第三者割当の内容等については平成 24 年 10 月 24 日付の「新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ」及び平成 24 年 11 月 19 日付の「新投資口発行及び投資口売出しに係る価格等の決定に関するお知らせ」をご参照下さい。
2. 今回の第三者割当による発行済投資口数の推移

現在の発行済投資口総数	117,400 口
今回の増加投資口数	5,140 口
第三者割当後の発行済投資口総数	122,540 口
3. 今回の第三者割当による調達資金の使途  
今回の第三者割当による新投資口発行の手取金（2,480,050,000 円）については、当該第三者割当と同日付をもって決議された公募による新投資口発行における手取金（49,601,000,000 円）と併せて、平成 24 年 10 月 24 日に提出した有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第 1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 ③取得済資産及び取得予定資産の概要」に記載の取得予定資産である不動産信託受益権 20 物件（取得価格の合計 95,050 百万円）（注）の取得資金及び借入金の返済に充当する予定です。  
（注）当該取得予定資産の詳細につきましては、平成 24 年 11 月 28 日付及び平成 24 年 11 月 29 日付の各「資産の取得完了に関するお知らせ」をご参照下さい。

以 上

\*本資料の配布先： 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

\*本投資法人のホームページアドレス：<http://daiwahouse-reit.jp/>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の第三者割当による新投資口発行に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本報道発表文は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込みの勧誘を構成するものではありません。本投資法人の投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は本投資法人又は売出人より入手することができます。これには本投資法人及び本投資法人の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。